

公募型プロポーザルに係る手続開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。なお、本業務に係る契約の締結は、当該業務に係る令和8年度予算が成立し、予算の配当がなされることを条件とするものです。

令和7年12月26日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名

A I 英会話及びオンライン国際交流事業業務委託

(2) 業務内容

区立中学校全学年生徒を対象に、授業時間、朝学習や自宅学習等での外国語学習においてA I 英会話を導入する。併せて、中学1年生及び中学2年生を対象に、海外の対同年代の生徒とのオンライン国際交流を年2回実施する。

(3) 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。(予定)

※本事業に係る予算の配当を条件とする。

※履行内容が良好と認められる場合は、各年度の本事業に係る予算の配当を条件とし、令和9年度についても同じ事業者と随意契約を締結する。
なお、契約は単年度ごととする。

2 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当しないものであること。
- (2) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止を受けている期間中でないこと。
- (3) 法人事業税（「地方法人特別税」を含む）、法人税又は所得税、消費税及地方消費税、都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがされていないこと。
- (5) 「A I 英会話及びオンライン国際交流事業に係る事業者選定委員会」の委員が主宰、役員、顧問及び所属をしている事業者でないこと。
構成員は以下の通り。

委員長：学校教育部副参事（学校経営・教育支援担当）	赤司 祐介
副委員長：教育指導課長	山本 修史
委員：世田谷区立小学校長会代表	前田 恵理
委員：世田谷区立中学校長会代表	築瀬 学
委員：統括指導主事	稻 満美
委員：指導主事	高麗 裕太

3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。

4 提案書を特定するための評価基準

- (1) 本業務への取組方針
- (2) 本業務の実施体制
- (3) 実施プログラム
- (4) 業務のサポート体制
- (5) 個人情報の保護に関する考え方・体制
- (6) 同種事業の実績
- (7) 経営の財政状況
- (8) 受託経費見積の妥当性

5 手続等

(1) 本件担当部課

〒154-8504 東京都世田谷区世田谷4丁目21番27号
 世田谷区教育委員会事務局教育指導課（東棟6階603番窓口）
 電話：03-5432-2706 FAX：03-5432-3041
 メールアドレス：招請通知にて記載する。

(2) 提案条件説明書の交付期間、方法

① 交付期間

令和7年12月26日（金）から令和8年1月15日（木）までの土・日曜日、祝日、年末年始を除く午前9時から午後5時まで。

② 方法

世田谷区ホームページ（ページID：30423）にて掲載する。
 希望者に無償交付する。

<https://www.city.setagaya.lg.jp/kuseijouhou/keiyakunyuusatsu/category/13141.html>
 区ホームページ→業者の方へ→現在募集中のプロポーザル情報→子ども・教育・若者支援

(3) 参加表明書及び提出書類の提出期限、場所及び方法

- ① 提出期限 令和8年1月15日（木）午後5時まで
- ② 提出場所 上記（1）と同じ。
- ③ 提出方法 持参又は郵送（締切日必着、簡易書留に限る）による。

(4) 提案書の提出期限、場所及び方法

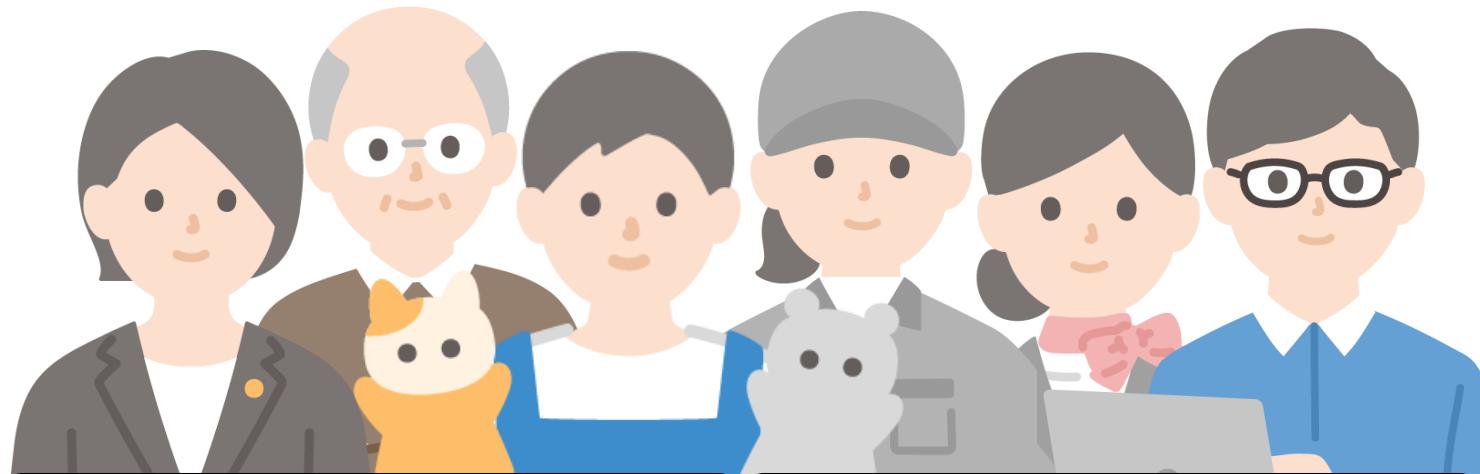
- ① 提出期限 令和8年2月13日（金）午後5時まで
- ② 提出場所 上記（1）と同じ。
- ③ 提出方法 持参又は郵送（締切日必着、簡易書留に限る）及び
電子メールにてPDFデータを提出すること。

6 留意事項

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金は免除する。
- (3) 契約時に契約書の作成を要する。
- (4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を、当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定は無し。
- (5) 関連情報を照会するための窓口は、「5（1）本件担当部課」とする。
- (6) 本提案にかかる一切の費用については、すべて提案者の負担とする。
- (7) 区が必要と認める場合は、追加資料を求めることができる。
- (8) 事業者からの提出物は返却しない。
- (9) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (10) 詳細は提案条件説明書による。
- (11) 本プロポーザルは、事業者の選定のみを目的とし、提案書の内容に区は拘束されない。
- (12) 本業務に係る契約締結は、当該業務に係る令和8年度予算が成立し、予算配当がなされることを条件とする。
- (13) 区との契約では単年度で予定価格2,000万円以上の業務委託契約は、世田谷区公契約条例の定める労働報酬下限額の対象となる。本件は対象案件となるので詳細は別紙を確認すること。

【重要】労働報酬下限額の適用についてのご案内

この契約には **「労働報酬下限額」** が適用されます



工事請負契約の 技能労働者

東京都の公共工事設計労務単価
の職種ごとの **85%相当額**

(各職種の金額は裏面をご覧ください)

工事以外の契約の 労働者

1 時間あたり

1,610 円

労働報酬下限額とは…

世田谷区との契約事業者が労働者に支払う労働報酬の下限とすべき額です。労働者は、事業者（下請負者含む）のもとで、対象案件（※）の業務に従事する方が対象です。一人親方や派遣労働者も含まれ、正社員・アルバイトなどの雇用形態は問いません。

※予定価格が3千万円以上の工事請負契約、予定価格が2千万円以上の工事以外の契約及び指定管理者協定（不動産の買入れ、賃貸借契約約款が適用される案件を除く）

世田谷区公契約条例とは…

世田谷区が事業者と結ぶ契約に関する基本方針や区長と事業者の責務などを定めた条例で、労働者の適正な労働条件の確保や、事業者の経営環境の改善を図ることなどを目的としています。契約事業者には、公契約条例に基づいて労働報酬下限額を守り、労働者への適正な賃金を支払うことで適正な労働条件の確保と向上に努めていただく義務があります。

公契約条例・労働報酬下限額の詳細については、世田谷区ホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】世田谷区財務部経理課契約係
電話：03-5432-2145～2152・2173・2435
FAX：03-5432-3046

世田谷区 公契約条例

検索



世田谷区公契約条例のその他の取組み

《労働条件確認帳票》

賃金、労働時間、社会保険の加入などの労働条件が適正であることを確認するためのもので、予定価格が100万円を超える契約(※1、2)において契約事業者に配布し、提出を求めていきます。また、この帳票は、事業者・労働者をはじめどなたでも契約担当窓口で閲覧できます。

※1 指定管理協定は金額を問わず全案件が対象 ※2 土木工事請負契約は200万円を超える契約が対象

閲覧場所	閲覧できる帳票
経理課 (世田谷区役所東棟5階503番窓口)	教育総務課が取り扱う契約以外の契約
教育総務課 (世田谷区役所東棟6階604番窓口)	教育委員会の契約のうち予定価格が2千万円未満の契約

《労働報酬下限額周知カードの配布》

労働報酬下限額の対象となる契約の業務に従事する方一人ひとりに、契約事業者を通してその旨を周知するカードを配布し、契約事業者からは周知したことの確認書をご提出いただくことで、労働報酬下限額の周知及び遵守の徹底を図っています。

工事請負契約の技能労働者の労働報酬下限額（1時間あたり）

職種	労働報酬下限額	職種	労働報酬下限額	職種	労働報酬下限額
特殊作業員	3,177円	さく岩工	4,208円	左官	3,507円
普通作業員	2,848円	トンネル特殊工	3,804円	配管工	3,039円
軽作業員	1,966円	トンネル作業員	3,294円	はつり工	3,199円
造園工	2,880円	トンネル世話役	4,304円	防水工	3,836円
法面工	3,549円	橋りょう特殊工	3,698円	板金工	3,634円
とび工	3,496円	橋りょう塗装工	3,772円	タイル工	2,880円
石工	3,485円	橋りょう世話役	4,314円	サッシ工	3,411円
ブロック工	3,241円	土木一般世話役	3,443円	屋根ふき工	3,602円
電工	3,464円	高級船員	4,059円	内装工	3,507円
鉄筋工	3,464円	普通船員	3,273円	ガラス工	3,358円
鉄骨工	3,145円	潜水士	5,302円	ダクト工	3,145円
塗装工	3,666円	潜水連絡員	3,879円	保温工	2,944円
溶接工	3,932円	潜水送気員	3,762円	設備機械工	2,975円
運転手（特殊）	3,241円	山林砂防工	3,411円	交通誘導員A	2,147円
運転手（一般）	2,699円	軌道工	6,099円	交通誘導員B	1,870円
潜かん工	3,932円	型わく工	3,369円	上記以外の職種	1,610円
潜かん世話役	4,707円	大工	3,230円		

※上記の金額は熟練労働者に適用されます。

※上記の職種であっても、事業者が労働者等との合意の下で見習い又は手元等の未熟練労働者と判断する者及び年金等の受給のために賃金を調整している者については、1時間当たり1,619円になります。

このちらしに記載の労働報酬下限額は、令和7年12月19日告示によるものです。

適用対象は令和8年4月1日以後に締結する契約（上記の告示前に公告し、入札に付された契約を除く）です。